

日向市総合体育館整備事業 設計施工者選定  
公募型プロポーザル 実施要領

令和5年4月

日向市

## 目 次

1. 目的	1
2. 事業の概要	1
(1) 事業名	1
(2) 発注者	1
(3) 工事場所	1
(4) 整備対象施設	1
(5) 対象業務	1
(6) 要求水準	1
(7) 履行期間	1
(8) 提案上限価格	2
3. 事務局	3
4. 参加資格	3
(1) 参加者の構成等	3
(2) 参加者に共通する参加資格	4
(3) 業務別の参加資格	5
(4) 実施体制	7
(5) 再委託	9
5. 日程	9
(1) 公告、参加表明等の日程	9
(2) VE提案書の提出等の日程	9
(3) 技術提案書の提出、評価等日程	9
(4) 契約締結等日程	10
6. 実施要領等の交付	10
(1) 交付資料の位置づけ	10
(2) 交付資料の配付方法	10
(3) 電子データの提供期間	11
(4) 電子データの提供方法	11
7. 質疑の受付及び回答	11
(1) 提出方法等	11
(2) 参加表明に関する質疑	11
(3) 技術提案に関する質疑	11
(4) VE提案に関する質疑	12
8. 参加表明書の作成及び提出方法	12
(1) 提出方法等	12

(2) 提出期間 .....	12
(3) 提出書類 .....	12
(4) 参加資格確認結果の通知 .....	13
(5) 参加表明の秘匿 .....	13
9. VE 提案書の作成及び提出方法 .....	13
(1) 提出方法等 .....	13
(2) 提出期間 .....	13
(3) 提出書類 .....	13
(4) 作成の留意事項 .....	13
(5) 追加ヒアリング・追加資料 .....	14
10. 技術提案書の作成及び提出方法 .....	14
(1) 提出方法等 .....	14
(2) 提出期間 .....	14
(3) 提出書類 .....	14
(4) 作成の留意事項 .....	14
11. 評価の実施及び結果の通知 .....	16
(1) 委員会の設置 .....	16
(2) 実績審査 .....	16
(3) 技術提案審査（技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング） .....	16
(4) VE 提案審査 .....	17
(5) 価格審査 .....	17
(6) 最優秀提案者及び次点提案者の決定 .....	18
12. 契約に関する事項 .....	18
(1) 契約の締結 .....	18
(2) 契約の成立 .....	18
(3) 契約金額と契約代金内訳書の提出 .....	19
(4) 技術提案内容 .....	19
(5) プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等 .....	19
13. 参加者の失格 .....	19
14. 提案内容不履行の場合の措置 .....	20
15. プロポーザルの中止 .....	20
16. 留意事項 .....	20

## 1. 目的

本事業は、令和4年4月に策定した「日向市総合体育館整備 基本計画」（以下「基本計画」という。）に基づき、その円滑な実施に資する事業手法として設計・施工一括発注方式を採用することとしています。

事業の実施に当たっては、総合体育館に対する市民の意見を踏まえて発注者が求める機能や諸条件を満たす高度かつ専門的な能力を有する者を本事業の設計、施工及び工事監理業務等（以下「本業務」という。）を実施する設計施工者の選定するため、価格とそれ以外の提案部分を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式により最適な事業者を選定することとしています。

この実施要領（以下「本要領」という。）は、この公募型プロポーザルの参加要件の他、手続き等について、必要な事項を定めるものです。

## 2. 事業の概要

### (1) 事業名

日向市総合体育館整備事業

### (2) 発注者

日向市（以下「本市」という。）

### (3) 工事場所

日向市大字日知屋12106番地外（大王谷運動公園内）

### (4) 整備対象施設

総合体育館の建設工事（延べ面積 約6,500㎡／基本計画より）

### (5) 対象業務

本事業の対象業務は、次表の「●」が記されている業務です。「－」が記されている業務は、別に発注する予定です。

区 分	既存水泳場等解体	敷地造成	総合体育館整備	外構
基本・実施設計業務	－	－	●	●（基本設計のみ）
施工業務	－	－	●	－
工事監理業務	－	－	●	－

### (6) 要求水準

本業務の実施に係る要求水準は、日向市総合体育館整備事業 要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおりです。

### (7) 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日（日向市議会の議決日の翌日：令和5年9月予定）から令和

8年9月30日までとします。ただし、提案により履行期間を短縮することは差し支えありません。

## (8) 提案上限価格

ア 本業務に係る提案上限価格は、以下のとおりとします。((5) 対象業務に従った金額)

提案上限価格： 3, 730, 000千円 (消費税及び地方消費税を含む。)

【提案見積価格】が上限価格を超えた場合は失格とします。

イ 本プロポーザルで提出いただく見積金額は以下のとおりとします。

【技術提案額】：要求水準書・基本計画図を元に、技術提案にて提案いただいた内容を反映した金額。

なお、【技術提案額】に【VE提案額】は反映しないでください。金額は、技術提案額見積書【様式6-2、6-3、6-4】に記載の上、提出してください。

【VE提案額】：VE提案による、【技術提案額】からのコスト削減効果を示す金額。

金額はVE提案に係る提案書(一覧)【様式5-2】に項目ごとに記載の上、提出してください。

なお記載する金額は、共通費及び消費税を含んだ金額としてください。

【提案見積価格】：『【VE提案額】のうち、審査委員会による審査の結果、採用となったVE項目の金額』を【技術提案額】から差し引いた金額。

なお、【提案見積価格】は価格審査時に事務局にて算出します。

※【技術提案額】と【VE提案額】の算出範囲



### 3. 事務局

日向市 総務部 資産経営課（担当：川崎）

所在地 〒883-8555 宮崎県日向市本町10番5号

電話 0982-66-1013（内線2283） FAX 0982-54-8747

E-mail shisankeiei@hyugacity.jp

※ 本事業の発注者支援に係るコンストラクションマネジメント業務は、明豊ファシリティワークス株式会社（以下「CMR」という。）に委託しています。本プロポーザルに関し、本市からの指示に基づいてCMRから依頼等が行われた場合は、これを本市によるものとして対応してください。

### 4. 参加資格

#### （1）参加者の構成等

ア 本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は、次に示す特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）のいずれかとします。ただし、参加者は「（2）参加者に共通する参加資格」に掲げる要件を満たしている必要があります。

① 代表構成員＋構成員A＋構成員AまたはB による3者の共同企業体

② 代表構成員＋構成員A＋構成員AまたはB＋構成員（設計） による4者の共同企業体

※ 共同企業体の構成員の制限として、構成員の出資比率は20%以上とし、代表構成員は最大出資比率の構成員とします。ただし、構成員（設計）は、最低出資比率を設けず、役割分担型の共同企業体協定を締結するものとします。

※ 構成員（設計）は複数企業による共同企業体でも可とします。

イ 代表構成員の参加要件

① 代表構成員は、共同企業体において、本業務の中心的役割を担う履行能力を持つ者とします。

② 令和5・6年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）に登録されている者、または、参加表明書提出と同時に、別に定める必要書類を提出し、登録要件を満たしていると認められた者とします。別に定める必要書類は、公告HPからダウンロード願います。

③ 建設業法27条の23第1項に規定する経営審査事項における建築一式工事の総合評定値（P点）が1,200点以上ある者とします。

ウ 構成員Aの参加要件

① 構成員Aは、本市内に本社がある者とします。

② 令和5・6年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）に登録されている者とします。

③ 令和5・6年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）の建築一式工事のA等級に格付けされている者とします。

エ 構成員Bの参加要件

① 構成員Bは、本市内に営業所があり、かつ宮崎県内に本社がある者とします。

- ② 令和5・6年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）に登録されている者として  
します。
- ③ 令和5・6年度日向市建設業者等有資格業者名簿（建設工事）の建築一式工事のA等級  
に格付けされている者としてします。

オ 構成員（設計）の参加要件

- ① 構成員（設計）とは、共同企業体において、設計業務及び工事監理業務を担う者として  
します。
- ② 令和5年度日向市建設業者等有資格業者名簿（業務委託）に登録されている者、また  
は、参加表明書提出と同時に、別に定める必要書類を提出し、登録要件を満たしている  
と認められた者としてします。別に定める必要書類は、公告HPからダウンロード願いま  
す。

## （2）参加者に共通する参加資格

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者としてします。

イ 公告日から選定結果通知日までの期間に、日向市入札参加有資格業者の指名停止に関する要  
領（平成19年日向市告示第169号）に基づく、入札参加資格停止措置の対象となっていない  
者としてします。

ウ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①から⑤の要件に該当する者でないこ  
ととしてします。

- ① 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされている  
者。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている  
者。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者。
- ④ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者。
- ⑤ 銀行取引停止処分がなされている者。

エ 自己又は自社もしくは自社の役員等が、次の①から⑥のいずれにも該当する者でないことと  
します。

- ① 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下  
「法」という。）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的を  
もって、暴力団又は暴力団員を利用している者。
- ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的もしく  
は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者。
- ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑥ 上記①から⑤までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用  
するなどしている者。

オ エ①から⑥までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこととします。

カ 本事業における業務の開始時点で、本要領「4.（4）実施体制 ア」に示す資格を有する者を統括責任者として配置できることとします。ただし、参加者となる企業の代表構成員と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限ります。

キ 次に該当する者が所属する企業及び共同企業体は参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募することはできません。

- ① 日向市総合体育館整備事業者選定等支援業務の受託者である明豊ファシリティワークス株式会社と資本・人事面において関連がある者。

### （3）業務別の参加資格

#### ア 設計業務に係る要件

設計業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第26条第2項の規定による当該建築士事務所の開鎖期間中でないこと。
- ② 平成20年度以降に日本国内で業務を完了した、次に掲げるaの要件を満たす建築物の基本設計及び実施設計業務を元請（共同企業体の場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする。）として履行した実績があること。

a 延べ面積2,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、増築の場合は、増築部分の延べ面積が2,000㎡以上の場合に限る。）

なお、設計・施工分離方式で発注された設計業務を共同企業体で受注した場合は、代表構成員として参加した案件のみを実績として認め、設計・施工一括発注方式で発注された設計業務を共同企業体で受注した場合は、構成員として参加した案件（ただし、設計業務者が2者以上の場合は、主たる設計業務者となったものに限る。）も実績として認める。

- ③ 設計業務の開始時点で、本要領「4.（4）実施体制」に示す資格を有する者を設計管理技術者及び設計主任技術者（建築総合）として配置できること。なお、設計管理技術者及び設計主任技術者（建築総合）は参加者となる企業の代表構成員・構成員（設計）のいずれか（ただし、設計業務者が2者以上の場合は、主たる設計業務者に限る。）と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

#### イ 施工業務に係る要件

施工業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- ① 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 平成20年度以降に日本国内で完成・引き渡し完了した、次に掲げるaの要件を満たす建築物の施工を元請（共同企業体の場合は代表構成員のみ可とする。）として履行した実績があること。

a 延べ面積2,000㎡以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、増築の場合は、増築



部分の延べ面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上の場合に限る。)

- ③ 施工業務の開始時点で、本要領「4. (4) 実施体制」に示す資格を有する者を現場代理人、監理技術者及び施工主任技術者（建築）として配置できること。なお、現場代理人、監理技術者は参加者となる企業の代表構成員と、施工主任技術者（建築）は参加者となる企業の代表構成員・構成員 A・構成員 B のいずれかと、参加表明書提出の日以前に 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

#### ウ 工事監理業務に係る要件

工事監理業務を行う者は、次に掲げる要件を全て満たす者とします。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。また、建築士法第 26 条第 2 項の規定による当該建築士事務所の開鎖期間中でないこと。
- ② 平成 20 年度以降に日本国内で業務を完了した、次に掲げる a の要件を満たす建築物の実施設計業務又は工事監理業務を元請（共同企業体の場合は代表構成員・構成員のいずれも可とする。）として履行した実績があること。

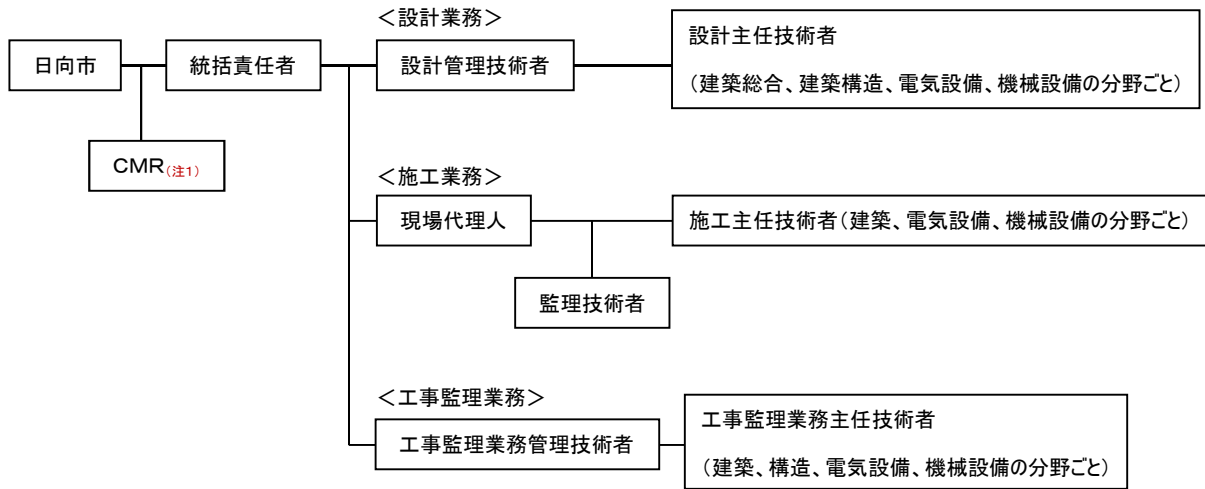
a 延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の建築物の新築、改築、増築（ただし、増築の場合は、増築部分の延べ面積が 2,000 m<sup>2</sup>以上の場合に限る。)

なお、設計・施工分離方式で発注された実施設計業務、又は工事監理業務を共同企業体で受注した場合は、代表構成員として参加した案件のみを実績として認め、設計・施工一括発注方式で発注された実施設計業務、又は工事監理業務を共同企業体で受注した場合は、構成員として参加した案件（ただし、設計業務者が 2 者以上の場合は、主たる設計業務者となったもの、工事監理業務者が 2 者以上の場合は、主たる工事監理業務者となったものに限る。）も実績として認める。

- ③ 工事監理業務の開始時点で、本要領「4. (4) 実施体制」に示す資格を有する者を工事監理業務管理技術者及び工事監理業務主任技術者（建築）として配置できること。なお、工事監理業務管理技術者及び工事監理業務主任技術者（建築）は参加者となる企業の代表構成員・構成員（設計）のいずれか（ただし、工事監理業務管理技術者については、工事監理業務者が 2 者以上の場合は、主たる工事監理業務者に限る。）と参加表明書提出の日以前に 3 か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

#### (4) 実施体制

各業務の実施体制と兼任の条件は、以下に示すとおりとする。



※ 各配置技術者の兼任については、下記のとおりとします。

- ・ 統括責任者と現場代理人の兼任は、認めるものとします。
- ・ 統括責任者と設計管理技術者の兼任は認めるものとします。
- ・ 統括責任者と工事監理業務管理技術者の兼任は認めるものとします。
- ・ 設計管理技術者と設計主任技術者（建築総合）の兼任は認めるものとします。
- ・ 工事監理業務管理技術者と工事監理業務主任技術者（建築）の兼任は認めるものとします。
- ・ 工事監理業務主任技術者（建築）と工事監理業務主任技術者（構造）の兼任は認めるものとします。
- ・ 設計主任技術者（建築構造）と工事監理業務主任技術者（構造）の兼任は認めるものとします。
- ・ 設計主任技術者（電気設備）と設計主任技術者（機械設備）の兼任は認めるものとします。
- ・ 設計主任技術者（電気設備）と工事監理主任技術者（電気設備）の兼任は認めるものとします。
- ・ 設計主任技術者（機械設備）と工事監理主任技術者（機械設備）の兼任は認めるものとします。
- ・ 工事監理主任技術者（電気設備）と工事監理主任技術者（機械設備）の兼任は認めるものとします。
- ・ 監理技術者と現場代理人の兼任は認めるものとします。
- ・ 監理技術者と施工主任技術者（建築）の兼任は認めるものとします。

※ 3つ以上の兼任は不可とします。

- ・ 各配置予定技術者等については、次のア～キの資格を有することとします。また、参加者の構成員となる企業と参加表明書提出の日以前に3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にあることとします。ただし、次のイ③～⑤、オ②～③及びカ③～⑤の資格を有する者については、前記の雇用関係の有無は必要ありません。

(注1) 工事着工以降のCMRの配置は未確定であり、変更となる可能性があります。

ア 統括責任者

一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

イ 設計管理技術者及び各設計主任技術者

- ① 設計管理技術者は、一級建築士資格を有し、かつ資格取得後1年以上の実務経験を有すること。
- ② 設計管理技術者及び設計主任技術者（建築総合）は、一級建築士資格を有し、かつ資格取得後2年以上の実務経験を有すること。
- ③ 建築（構造）設計主任技術者は、構造設計一級建築士、又は一級建築士の資格を有すること。
- ④ 設計主任技術者（電気設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。
- ⑤ 設計主任技術者（機械設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。
- ⑥ 建築構造、電気設備、機械設備の設計主任技術者は再委託先の担当者でも可とする。

ウ 現場代理人

特に問いません。

エ 監理技術者

- ① 監理技術者資格者証及び有効な監理技術者講習修了証を有するものであること。
- ② 一級建築士、又は1級建築施工管理技士資格を有すること。

オ 施工主任技術者

- ① 施工主任技術者（建築）は、一級建築士又は1級建築施工管理技士資格を有すること。
- ② 施工主任技術者（電気設備）は、1級電気工事施工管理技士資格を有すること。
- ③ 施工主任技術者（機械設備）は、1級管工事施工管理技士資格を有すること。
- ④ 電気設備、機械設備の施工主任技術者は再委託先の担当者でも可とする。

カ 工事監理業務管理技術者及び各工事監理業務主任技術者

- ① 工事監理業務管理技術者は一級建築士、かつ公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有すること、かつ資格取得後1年以上の実務経験を有すること。
- ② 工事監理業務主任技術者（建築）は、一級建築士、かつ公共建築工事標準仕様書又はそれに準ずる仕様書を適用した工事の工事監理を実施した経験を有し、かつ資格取得後2年以上の実務経験を有すること。
- ③ 工事監理業務主任技術者（構造）は、構造設計一級建築士、又は一級建築士資格を有すること。
- ④ 工事監理業務主任技術者（電気設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。
- ⑤ 工事監理業務主任技術者（機械設備）は、設備設計一級建築士、一級建築士、又は建築設備士資格を有すること。
- ⑥ 構造、電気設備、機械設備の工事監理業務主任技術者は再委託先の担当者でも可とする。

## (5) 再委託

参加者は、統括責任者、設計管理技術者、設計主任技術者（建築総合）、現場代理人、監理技術者、施工主任技術者（建築）、工事監理業務管理技術者、工事監理業務主任技術者（建築）が行わなければならないものを除く業務について、本市の承諾を得て再委託することができます。ただし、この再委託先は、本要領「(2) 参加者に共通する参加資格」に掲げる要件を全て満たす者とします。（ただし、カを除く。）

## 5. 日程

受付時間は、市の休日（日向市の休日を定める条例（平成2年日向市条例第10号）第2条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

### (1) 公告、参加表明等の日程

区分	内容	日程
ア	本プロポーザルの公告日	令和5年4月3日（月）
イ	参加表明に関する質疑の受付期間	公告日から 令和5年4月10日（月）午後5時まで
	技術提案に関する質疑の受付期間	公告日から 令和5年4月21日（金）午後5時まで
	VE提案に関する質疑の受付期間	公告日から 令和5年4月21日（金）午後5時まで
ウ	参加表明に関する質疑への回答	令和5年4月17日（月）
	技術提案に関する質疑への回答	令和5年4月28日（金）
	VE提案に関する質疑への回答	令和5年4月28日（金）
エ	参加表明書の提出期間	令和5年4月17日（月）午前9時から 令和5年4月28日（金）午後5時まで
オ	参加資格確認結果及び受付番号の通知	令和5年5月10日（水）予定

### (2) VE提案書の提出等の日程

区分	内容	日程
ア	VE提案書の提出期間	令和5年6月15日（木）午前9時から 令和5年6月19日（月）午後5時まで

### (3) 技術提案書の提出、評価等日程

区分	内容	日程
ア	技術提案書の提出期間	令和5年6月26日（月）午前9時から 令和5年6月30日（金）午後5時まで
イ	プレゼンテーション開催の通知	令和5年7月7日頃の予定

ウ	プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年7月20日(木) 予定
エ	審査結果の通知	令和5年7月24日(月) 予定

#### (4) 契約締結等日程

区分	内容	日程
ア	評価結果の公表	令和5年8月上旬予定
イ	仮契約締結	令和5年8月中旬予定
ウ	本契約締結(日向市議会の議決により)	令和5年9月中旬予定

## 6. 実施要領等の交付

### (1) 交付資料の位置づけ

- ア 日向市総合体育館整備事業 設計施工者選定公募型プロポーザル実施要領  
本プロポーザルへの参加要件のほか、手続等について必要な事項を定めたもの。
- イ 日向市総合体育館整備事業 設計施工者選定公募型プロポーザル様式集  
本プロポーザルにおいて提出を求める書類の様式を定めたもの。
- ウ 日向市総合体育館整備事業 設計施工者選定公募型プロポーザル評価基準(以下「評価基準」という。)  
本プロポーザルにおける評価方法のほか、評価にあたっての評価項目、配点等を定めたもの。
- エ 日向市総合体育館整備 基本計画  
総合体育館の基本コンセプト、計画条件の整理、整備方針、維持管理・運営方針、事業スケジュールなどについて本市の基本的な考え方を定めたもの。
- オ 日向市総合体育館整備事業 要求水準書  
本事業において受注者が実施する業務に関して、本市が要求する施設機能・性能及び業務の要求水準を規定し、発注者が施設に求める最低限の機能・性能、仕様を示したもの。
- カ 日向市総合体育館整備事業 基本計画図  
本プロポーザルに当たって、本市の要求水準を満たす「施設計画の一例」としてとりまとめたものであり、「日向市総合体育館整備事業 要求水準書」と「日向市総合体育館整備 基本計画」を補完するもの。本プロポーザルで提案を求めない内容について施設の仕様・グレードを指定する見積用資料。
- キ 日向市総合体育館整備事業 設計施工業務参考資料  
【提案見積価格】(工事費)には含まないが、設計施工業務の際に参考となる造成計画図、地質調査報告書、インフラ設備資料等の参考資料。

### (2) 交付資料の配付方法

- ア 本市ホームページで掲載する資料  
本要領「6.(1) 交付資料の位置づけ」のうち、ア、イ、ウ、エとする。
- イ 電子データによる提供資料

本要領「6.（1）交付資料の位置づけ」のうち、オ、カ、キとする。

### （3）電子データの提供期間

公告日から令和5年4月28日（金）午後5時まで

### （4）電子データの提供方法

事前に電話予約で受け付けた時間帯に、事務局にてDVD-Rを配付します。電子データ受領の際は、守秘義務誓約書【様式1】を提出してください。

※配付資料は、本プロポーザルの技術提案書等の作成のみに使用することとし、目的外の使用は行わないでください。配付されたDVD-Rは、情報漏洩のないように提案書提出時に返却してください。

## 7. 質疑の受付及び回答

### （1）提出方法等

ア 質疑書【様式2】に質疑内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを添付のうえ、本要領「3. 事務局」のメールアドレスに送信してください。誤送信等のトラブルの責任は持たませんので、十分注意してください。また、送信後は、必ず事務局宛に電話をし、受信確認を行ってください。なお、公正を期するため、電子メールのみの受付とし、電話などによる個別の質疑は受け付けません。

イ 回答はとりまとめのうえ、本市ホームページに掲載します。なお、質疑回答書は、本要領及び関係する書類の追加変更又は修正として同等、もしくは置き換えるものとします。

### （2）参加表明に関する質疑

ア 質疑受付期間

公告日から令和5年4月10日（月）午後5時まで

イ 回答日

令和5年4月17日（月）

ウ その他

電子メールにおける表題は、【日向市総合体育館整備事業 設計施工者選定公募型プロポーザル 参加表明に関する質疑書】とします。質疑なしの場合はその旨を記載の上、提出願います。

### （3）技術提案に関する質疑

ア 質疑受付期間

公告日から令和5年4月21日（金）午後5時まで

イ 回答日

令和5年4月28日（金）

ウ その他

電子メールにおける表題は、【日向市総合体育館整備事業 設計施工者選定公募型プロポーザル

ル 技術提案に関する質疑書】とします。質疑なしの場合はその旨を記載の上、提出願います。

#### (4) VE提案に関する質疑

##### ア 質疑受付期間

公告日から令和5年4月21日（金）午後5時まで

##### イ 回答日

令和5年4月28日（金）

##### ウ その他

電子メールにおける表題は、【日向市総合体育館整備事業 設計施工者選定公募型プロポーザル VE提案に関する質疑書】とします。

なお「VE提案」は提案者の権利であり、その提案の有無を参加資格とするものではありません。質疑なしの場合はその旨を記載の上、提出願います。

### 8. 参加表明書の作成及び提出方法

本プロポーザルの参加希望者は、次に示す書類を提出してください。なお、本プロポーザルに係る手続きは代表構成員が行うものとします。

#### (1) 提出方法等

ア 事務局まで持参してください。提出については、市の休日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の時間帯で受領します。

イ 受付窓口宛の郵送も可とします。その際は提出期限必着とします。発送後は必ず受付窓口まで電話連絡を行ってください。また、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によるものとします。

ウ 各書類は様式リストに示された指定様式で作成してください。

エ 用紙サイズはA4判又はA3判とし、A3判はA4判の大きさに折り込み、A4判ファイル綴じしてください。

オ CD-R（容量が不足する場合はDVD-Rとする。）に、提出書類の電子データを格納し提出してください。様式の指定があるものは、PDF形式に変換せず、その他はPDF形式とし、ウイルスチェックを行った上で提出してください。

#### (2) 提出期間

令和5年4月17日（月）午前9時から令和5年4月28日（金）午後5時まで

#### (3) 提出書類

ア 参加表明書【様式3-1】	1部
イ 参加資格確認書【様式3-2】	1部
ウ 特定建設工事共同企業体協定書（案）【様式4】	1部
エ 参加資格に関する実績を確認できる資料	1部

オ ア～エまでの電子データ（CD-R、又はDVD-R） 1枚

#### （４）参加資格確認結果の通知

参加者が、本要領「４．参加資格」に記載している要件を全て満たしているかどうかを確認し、その結果を令和５年５月１０日（水）までに書面を郵送して通知します。併せて参加資格を満たしている参加者には、受付番号を通知しますので、以後の提出書類の受付番号記入欄に当該番号を記入してください。

#### （５）参加表明の秘匿

以降の評価は全て匿名で行いますので、匿名性を担保するため、参加表明をした事実の公表は、技術審査の結果公表まで一切行わないでください。

### ９．VE提案書の作成及び提出方法

#### （１）提出方法等

本要領「８．（１）提出方法等」を参照してください。

#### （２）提出期間

令和５年６月１５日（木）午前９時から令和５年６月１９日（月）午後５時まで

#### （３）提出書類

ア VE提案書（添書）【様式５－１】	１０部
イ VE提案に係る提案書（一覧）【様式５－２】	１０部
ウ VE提案に係る提案書【様式５－３】	１０部
エ ア、イ、ウの電子データ（CD-R、又はDVD-R）	１部

#### （４）作成の留意事項

##### ア 体裁及び書式

- ① 用紙の余白は、左右、最低20mm以上を確保してください。ただし、ページ番号の位置は除きます。
- ② 匿名による評価を行うため、「VE提案に係る提案書【様式５－２、５－３】」の書類には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないでください。記載のある場合には、事務局で黒塗りする場合があります。
- ③ 「VE提案に係る提案書【様式５－３】」は、図表等を適宜活用して分かりやすい表現としてください。また、本文中で使用する文字フォントの大きさは、10.5ポイント以上（図表内の文字は除く。）としてください。
- ④ 変更前、変更後の内容が分かるように記載してください。
- ⑤ 【様式５－２】には、VE提案項目ごとの【VE提案額】記載し、【様式５－３】にその概略の内訳を記載してください。ただし、【VE提案額】は【様式６－２～４】にて提出する【技術提案額】には反映しないでください。なお【VE提案額】は、共通費及び消



費税を含んだ金額として下さい。

- ⑥ 「VE提案」は提案者の権利であり、その提案の有無を参加資格とするものではありません。提案なしの場合はその旨を記載の上、提出願います。

#### (5) 追加ヒアリング・追加資料

VE提案を提出いただいたのち、必要に応じて事務局から追加ヒアリングの依頼、または追加資料の提出を求める場合があります。

### 10. 技術提案書の作成及び提出方法

#### (1) 提出方法等

本要領「8. (1) 提出方法等」を参照してください。

#### (2) 提出期間

令和5年6月26日(月)午前9時から令和5年6月30日(金)午後5時まで

#### (3) 提出書類

ア	技術提案書(添書)【様式6-1】	1部
イ	技術提案額見積書【様式6-2、6-3、6-4】	1部
ウ	実績審査に係る提案書【様式6-5】	2部
エ	技術審査に係る提案書【様式6-6、6-7】	10部
オ	ア、ウ、エの電子データ(CD-R、又はDVD-R)	2部
カ	イの電子データ(CD-R、又はDVD-R)	1部

※ イは同封し代表印による封印をして提出してください。

#### (4) 作成の留意事項

- ア 技術提案書は、要求水準書や基本計画図に示す機能等を満たすことを基本とし作成してください。また、機能面、コスト面を総合的に検討して作成してください。
- イ 技術提案書は、確実に実施できる内容としてください。契約後、受注者側の責により技術提案書に記載した内容を達成できない場合は、本要領「14. 提案書内容不履行の場合の措置」に記載している違約金等を請求する場合があります。
- ウ 技術提案書に記載された配置予定技術者等の変更は、原則として認めません。ただし、病休、死亡、事故、退職等、やむを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者等と同等以上の者として本市が認める者を配置してください。
- エ 技術提案書の著作権は、参加者に帰属するものとします。ただし、契約予定事業者として特定された者の技術提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために契約予定事業者と協議のうえ、公表する場合があります。
- オ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を技術提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとします。

カ 技術提案書は、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開としますが、日向市情報公開条例（平成12年日向市条例第46号）に基づき公開する場合があります。

キ 都合により技術提案書の提出ができない場合は、参加辞退届【様式8】を提出してください。

ク 体裁及び書式

- ① 用紙の余白は、左右、最低20mm以上を確保してください。ただし、ページ番号の位置は除きます。
- ② 「技術提案書【様式6-1】」は他の書類とは綴じ込まず、提出書類の一番上に添えて提出してください。
- ③ 「技術提案額見積書【様式6-2、6-3、6-4】」及びその電子データを格納したCD-Rは、「日向市総合体育館整備事業 技術提案額見積書在中」の表示と「提出者名」を記載した封筒に入れ、参加者名（代表構成員名）の代表印で封印してください。
- ④ 匿名による評価を行うため、「技術審査に係る提案書【様式6-7】」の書類には、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないでください。記載のある場合には、事務局で黒塗りする場合があります。
- ⑤ 「技術審査に係る提案書【様式6-7】」は、図表等を適宜活用して分かりやすい表現としてください。また、本文中で使用する文字フォントの大きさは、10.5ポイント以上（図表内の文字は除く。）としてください。
- ⑥ 「技術審査に係る提案書【様式6-7】」は、次の提案項目に沿って記載してください。

A. 業務全般【Bと併せて様式6-7×2枚】

- ア) 業務実施方針と体制
- イ) 品質管理手法
- ウ) コスト管理手法
- エ) 工程管理手法

B. 地域貢献【Aと併せて様式6-7×2枚】

- ・元請負者から日向市内の企業等に直接発注する金額の最高提示金額に対する比率% ※1
- ・地域経済や地域活性化に貢献する取組等

C. 設計業務【様式6-7×3枚】

- ア) 設計コンセプト
- イ) 外観計画
- ウ) ユニバーサルデザイン
- エ) 内部空間計画
- オ) 災害対策
- カ) 環境配慮

D. 施工業務【様式6-7×1枚】

ア) 施工計画

※1 元請負者から本市内の企業等に直接発注する提案金額（税込）を記入してください。

なお、実績金額を工事段階で領収書等により確認しますので、確実に履行可能な金額で提案してください。達成できない場合（領収証等で確認ができない場合も含む。）は、本要領「14. 提案書内容不履行の場合の措置」を参照ください。

a 1次下請けにおける本市内企業への発注金額

元請から1次下請けとなる本市内企業に発注した金額を算出対象範囲とします。

b その他、本市内企業への発注金額

- ・資材等購入費：元請から直接その他、市内企業へ発注した金額を算出対象範囲とします。（燃料費等も含む。）
- ・住居等費用：元請が直接その他、市内企業より調達した社宅借上料やホテル等宿泊費・飲食費などを算出対象範囲とします。（レンタカー、タクシー代等含む。）

## 11. 評価の実施及び結果の通知

### (1) 委員会の設置

本プロポーザルにおける最優秀提案者及び次点提案者の決定は、学識経験者等で構成する日向市総合体育館整備事業者審査委員会（以下「委員会」という。）において、評価基準に基づき行います。

委員会での評価過程（委員会の会議録、各委員の採点表など）は非公開としますが、評価・検討の過程については、最優秀提案者の決定後、講評をとりまとめて公表します。

### (2) 実績審査

評価基準に基づき事務局が実績の定量評価を行い、委員会に報告します。

### (3) 技術提案審査（技術提案、プレゼンテーション、ヒアリング）

評価基準に基づき各委員が、技術提案書の内容をプレゼンテーション、ヒアリングを踏まえて評価します。プレゼンテーションについては、次に示す方法で実施します。

ア 実施日及び会場

令和5年7月20日（木）予定、会場未定

※実施日及び会場については、令和5年7月7日頃を目途にプレゼンテーションの対象者に通知します。

イ 出席者

プレゼンテーションの出席者は、配置予定技術者の中からパソコン操作者を含めて7名以内とします。なお、技術提案書に記載した配置予定技術者のうち、統括責任者、設計管理技術者、現場代理人、監理技術者は必ず出席してください。

プレゼンテーションに出席が必須とされている説明者が、自然災害等の不測の事態が発生するなど特別な事情により出席できない場合の取扱については、別途委員会にて協議します。

#### ウ 持ち時間

プレゼンテーションの持ち時間は、20分とします。その後、各委員からのヒアリングを30分程度行う予定です。(VE提案のヒアリング時間も含む。)

#### エ その他

- ① プレゼンテーションは、参加者が提出した技術提案書に記載した内容をパワーポイント等にて表現したものとし、新たな提案は認めません。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行う予定です。
- ③ プレゼンテーションは匿名で審査しますので、資料への社名等の記載や発言、服装等について十分注意してください。
- ④ プレゼンテーションへの出席に係る費用は、参加者の負担とします。
- ⑤ プロジェクター（機器の内容は後日通知）とスクリーンは、本市で準備しますが、パソコン等は持参してください。
- ⑥ 提案、プレゼンテーションを含めて模型および動画の使用は禁止とします。

### (4) VE提案審査

#### ア VE提案

本プロポーザルにおいては、広義のVEの内、コスト縮減効果のある技術や構工法の提案を「VE提案」と呼び、DB業務の範囲内で提案を求めます。

VE提案審査では、基本計画図の内容と同等以上の機能・性能を有していることと、実現可能であることを説明できているかを審査し、その採否を決定します。ただし性能低下やグレードダウンにつながるコスト縮減提案は評価しません。

「VE提案」を所定の様式【様式5-2、5-3】にて提案（上限4件）し、【VE提案額】を併せて記載ください。ただし、【VE提案額】は【様式6-2～4】にて提出する【技術提案額】には反映しないでください。なお、【VE提案額】は共通費及び消費税を含んだ金額として下さい。

なお「VE提案」は提案者の権利であり、その提案の有無を参加資格とするものではありません。

#### イ VE提案の範囲

VE提案により変更を提案することができる範囲は、本要領「2. (5) 対象業務」の範囲内に限るものとし、要求水準書の内容を低下させる提案は認めません。

#### ウ ヒアリング

評価基準に基づき各委員が、VE提案の内容を、ヒアリングを踏まえて評価します。各委員からのヒアリングは、技術提案のヒアリングと併せて30分を予定しています。

### (5) 価格審査

#### ア 【提案見積価格】の算出

技術提案の評価点確定後、技術提案額見積書を開封して【技術提案額】を確認します。その後『【VE提案額】のうち、審査委員会による審査の結果、採用となったVE項目の金額』を【技術提案額】から差し引いて【提案見積価格】を事務局にて算出します。

イ 【提案見積価格】の評価

【提案見積価格】を元に評価基準に基づき事務局が価格審査の評価点を算定し、委員会に報告します。

## (6) 最優秀提案者及び次点提案者の決定

ア 評価の実施

委員会を開催し、実績審査、技術提案審査、VE提案審査、価格審査の評価点を加えた合計評価点により、最優秀提案者、および次点提案者を選定します。選定後、市長が最優秀提案者と次点提案者を決定します。

イ 評価結果の通知等

- ① 評価結果は、技術審査の参加者全員に対して、令和5年7月24日を目途に書面を郵送して通知します。また、最優秀提案者に対しては、契約手続きの方法等について連絡します。
- ② 技術審査の結果については、評価点等を含め、本市のホームページ上で公表する予定です。また、最優秀提案者と次点提案者は、企業名も公表します。

ウ その他

- ① 評価途中で参加者に関する情報は、一切公表しません。
- ② 本市ホームページで公表する評価結果以外の評価に関する内容についての問合せは、受け付けません。
- ③ 評価結果に対する異議申し立ては、受け付けません。

## 12. 契約に関する事項

### (1) 契約の締結

市長が決定した最優秀提案者と契約交渉を行います。次の一つに該当する場合は、その者とは契約の締結を行いません。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当することとなった場合

イ 日向市から入札参加資格停止措置を受けることとなった場合

ウ 建築士法第26条第2項の規定により、当該建築士事務所の閉鎖又は登録の取り消しの命令を受けることとなった場合

エ 技術提案書の無効が判明した場合

オ その他本要領に違反した場合

### (2) 契約の成立

ア 最優秀提案者は、発注者と協議、特命入札を行い、仮契約を締結します。

イ 協議に合意できない、又は開札の結果、上限価格を超過する場合、次点提案者と協議、入札手続きを行い、仮契約を締結します。

- ウ 本工事の仮契約は、日向市議会の議決に付すべき契約に関する条例（昭和 39 年日向市条例第 20 号）第 2 条の規定に基づき、日向市議会の議決を得たときに本契約として成立するものとします。

### （3）契約金額と契約代金内訳書の提出

- ア 契約金額は原則として当該参加者が提出した見積を元に事務局にて算出した【提案見積価格】の金額以内とします。
- イ 契約締結までに、速やかに技術提案額見積書、および V E 提案に係る提案書に記載した科目に沿って細目まで記載した契約代金内訳書を作成のうえ、発注者に提出するものとします。

### （4）技術提案内容

技術提案内容が契約書の一部を構成するものとなるため、以下の範囲において本工事の契約上の拘束力を有することに留意してください。

#### ア 評価項目に基づく審査の扱い

原則として、最優秀提案者が提案した提案内容が、請負契約で定める業務水準となり、選定者は提案内容に拘束されるが、本市は、最優秀提案者との間で協議のうえ、提案内容のうち要求水準以上の提案について、その一部又は全部を請負契約で定める業務水準とはしないとの決定をすることができ、選定者は本市の決定に拘束されることに留意してください。

#### イ 審査委員会の意見の扱い

審査委員会においては、参加者からの提案内容に対して意見が出される場合があります。この場合、契約の締結の段階で、委員会が提示した意見を踏まえて、提案内容を改善することが望ましいと市が判断し、選定者との間で合意した場合には、設計等の条件として加味する可能性があることに留意してください。

### （5）プレゼンテーションやヒアリングにおける発言等

参加者によるプレゼンテーション、委員会による参加者へのヒアリング等における発言・回答内容等は、提案書類における提案内容と同様の扱いとし、本工事の契約上の拘束力を有するものとして取り扱います。

## 1 3. 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とします。

- ア 参加者が、本要領「4. 参加資格」に記載している要件を満たさなくなった場合
- イ 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- ウ 参加者に評価の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- エ 提出書類等を所定の方法で提出しない場合
- オ 提出書類等が所定の様式、内容等を満たさない場合
- カ プレゼンテーションに出席しない場合（自然災害等の不測の事態が発生した場合を除く。）
- キ 【提案見積価格】が上限金額を超過した場合
- ク 本公告に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者にプロポーザルに対する援助

を直接又は間接に求めた場合

ケ プレゼンテーション・ヒアリング時に、事務局から要求された場合を除き、追加資料等を提出した場合

コ その他委員会が失格と認めた場合

#### 1 4. 提案内容不履行の場合の措置

受注者は、本プロポーザルで提出された技術提案書、及びV E提案書のうち審査委員会が採用とした項目の内容については、本市の指示により実施する必要がない部分を除き、確実に履行するものとします。なお、本業務の完了時に受注者側の責により技術提案書、及びV E提案書のうち審査委員会が採用とした項目の内容を履行できなかった場合、又は、本業務の完了前にあっても履行できないと認められた場合、本市は受注者に対して、提案内容不履行に関する措置として違約金等を請求する、または契約解除等を行う場合があります。

#### 1 5. プロポーザルの中止

自然災害等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められるときは、中止する場合があります。この場合、本プロポーザルの準備に要した費用を本市に請求することはできません。

#### 1 6. 留意事項

本プロポーザルの実施にあたり、使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とします。また、提出された書類の訂正、追記、返却は認めません。また、要求する内容以外の書類や図面等は、受理しません。本プロポーザル及び本業務において作成される資料、成果物等は、本業務の目的の範囲内においてCMRに提供するものとします。

また、技術提案書、およびV E提案書に記載なく基本計画図からの変更を前提とした【技術提案額】、【V E提案額】を提示していた場合、その変更内容を無効として契約金額のまま基本計画図の内容で本事業を実施するものとします。

(参考) 本プロポーザルの流れ

